



ビルマ強制労働の廃絶 に向けて

—グローバル・キャンペーンの展開

トリノの冬季オリンピックをテレビ観戦して、ふと4年前の、ソルトレーク大会の一幕を思い起こしていた。

あの時、開会を前に、オリンピック聖火をリレーする何千というランナーやボランティアの人たちが、赤白青のユニフォームを身に付けていたのであった。

すると、国際繊維被服皮革労連 (ITGLWF) のN・カーニー書記長は、アウトレットのオリンピック・スポンサーだったM社の社長宛てに書簡を送り、ただちにビルマとの関係を絶つよう要請した

のである。同社はビルマの関連企業にくだんのユニフォームを製造させていたのだ。

同書記長は、同時に国際オリンピック委員会にも書簡を送り、いかなるビルマ製商品も使用しないよう、また現地で調達するサプライヤーやスポンサーとも契約しないようにと訴えた。

書簡は、「聖火ランナーやボランティアはオリンピックの大使であるから、ビルマ製商品はふさわしくない。」と強調し、次のように続けている。「M社はビルマで製産品を調達することで現地の独裁政権を財政的に支えてしまっている。同政権が何百万という人々を投獄し、拷問にかけ、移動させ、殺害してきたことを承知の上で事業をする同社の行動は、オリンピックのス

ローガン”人間の賛歌”を愚弄するものだ。」

「いかなる企業もビルマの企業とビジネス関係を維持するということは、事実上、ビルマ軍事政権と強制労働を含むその人権侵害の維持・拡大を支持していることにはかならない。軍の触手は海外からの投資のあらゆる局面に伸びており、いかなる海外企業も政権に対して直接・間接の経済的支援を提供すること無しにビルマで活動することは事実上不可能なのだ。」

「2000年11月、国際労働機関 (ILO) は圧倒的多数でビルマ制裁を決めた(後述)。繊維企業が投資によって軍事政権に支持を与えたことは否めなかったが、しかしその後国際労働運動の呼びかけを受けて、過去19ヶ月の間に織



● IMF-JC顧問
小島正剛 こじま・せいごう
60年IMF日本事務所に入職以来、JC事務局長代理、JC国際局長、JC副議長(国際委員長)(以上兼務)、IMF地域代表を務めるなど国際労働運動一筋。98年JC顧問に。日本労働ペンクラブ会員他。主要著書「海外労働アラカルト」他。

維企業26社がビルマとの関係を絶ったのである。」

「いかなる企業も団体も人権に関心のある限り、忌むべきビルマ体制とは公式に距離を置くのが至当である。」カーニー書記長はそう締めくくったのであった。

そして、今回のトリノ大会ではこうした抗議を再び呼び起こすような事態は避けられたのである。

面を端的に表現したものと云ってよい。そして、残念ながら世界の反ビルマ・キャンペーンの波はこの一幕では終わらないのである。

キャンペーンの先導役

これまでビルマにおける労働組合権や人権の侵害を国際的に糾弾し、同国と経済関係を保つ企業に對して可及的速やかに関係を絶ち、距離を置くよう求めてきたのは

「グローバル・ユニオンズ (GU) や人権専門の非政府組織 (NGO) の諸団体であった。

ここに言うGUとは、周知のように、国際自由労連 (ICFTU)、くだんのITGLWFや国際金属労連 (IMF) など国際産業別組織 (GUF) の10組織、およびOECD労組諮問委員会 (TUAC) で構成する機能的なコモン・フロント (共同戦線) である。

GUはまた亡命中のビルマ労組連合 (FTUB) を支



遊説先で子供達と一緒にのアウンサン・スーチン氏 (2003年3~5月)

持しているし、TUACや責任ある国別労働団体は、「OECD多国籍企業ガイドライン」をベースにそれぞれの国のOECDコンタクト・ポイント (NCP) との間にビルマに関する討議を持ってもいる。ビルマへの投資を問題視するGUがビルマとの間に通商、投資、その他のビジネス関係のいずれかを持つ企業、軍部と関係を持つ企業、

同国への観光を宣伝する企業を「リストアップ」したのは2000年2月のことである。

そして01年4月末、GUのICFTU書記長、国際産別 (GUF) 総会議長、OECD-TUAC事務局長の署名入りで、リストした240社に宛て書簡が届けられた。

書簡はくだんのILO理事会決定にふれ、各社がビルマとの関係を絶つよう要請するとともに、事業の概要、現況、将来計画についての情報提供を要請、また必要とあれば対話に応じる旨を付記していた。その後も01年9月にさらに70社に送られ、続いて01年12月に第3弾、02年9月に第4弾、03年5月に第5弾と發送されたのである。

ILLOのビルマ対策

では、ILOの決定とはどのようなものであるのか。

ILLOは00年11月、度重なる警告にもかかわらず、ビルマにおける広範な強制労働廃絶のプロセスになんら進展がないと判定した。

ILLO第29号条約 (強制労働) の深刻な違反を重視した理事会は、先に同年6月、政労使が圧倒的多数で採択した総会決議を全面的に実施する決定をしたのである。

決議はILO加盟各国の政労使に対し以下を勧告している。すなわち、①調査委員会の結論に照らし、ビルマに保有している



ビルマ強制労働の廃絶に向けて
—グローバル・キャンペーンの展開

可能性のある関係をレビューし、そうした関係があれば、ビルマがそれを利用して広範な強制労働システムを保持・拡大出来ないようにする措置をとって、可能な限りこの勧告を実施するよう協力すること、そして②その結果について適宜、そして適切な間隔で理事会に報告すること、である。

信じがたいビルマの内情

いったい何がビルマで起こっているのか。

ここではもう一つの国際産別(GUF)、国際運輸労連(ITF)が配布しているリーフレットや手許の情報を援用しながら、この国の実情を若干紹介してみよう。

ビルマの人口は5070万。言わずもがな世界で最も残虐かつ腐敗した軍事独裁・国家平和発展評議会(SPDC)によって支配されている国である。90年総選挙で圧勝したアウン・サン・スーチー書記長率いる国民民主連盟(NLD)のメンバーを逮捕・拘留・

投獄し、同書記長を長期に自宅軟禁して憚らない。

そうした状況下、約50万の政府軍が推計200万にのぼる老若男女や児童を強制労働に駆り立てているのである。全土を通じて強制労働はおろか徴用、徴発、略奪が相次ぎ、地方農村部の大多数がその災厄を免れない。だからこの国で発生する貧困は人為的なものだ。人口の大半をしめGDPの52%をしめる農村社会は強く近代化が望まれているにもかかわらず、かえって過疎化していかざるを得ない。とくに軍が戦争行為に入る地域では、強制労働、徴用、徴発、略奪が多く、難を逃れて多数の村民が村を捨てるのである。

はびこる強制労働

強制労働は多様な形でなされる。ざっと挙げても、道路工事とその保全、鉄道工事、ダム工事、軍キャンプ設置、軍キャンプにおける見張りや使い走り、行軍用の路肩の清掃、地雷敷設の下働き、将校用の案内人、徴発された土地の

軍用工作、養魚用池の造成、木材伐採、軍上層部の個人的ビジネスのためのレンガ焼き作業等々であって、じつに際限がない。

強制労働は言うまでもなくほとんど無給の使役であり、例外的に外国人観光客らの目に触れるような都市部の一角では有給のこともあるが、地方農村部では食料も使役用の用具も自前で用意するのが普通である。それを逃れるためには、金銭を払って折り合うケースもあるのだが、あまりに頻繁に強制労働が命じられるから、結局は無一文になり、長続きはしない。徴用には児童がとられることも多い。親は家族を養うために就労せねばならず、身代わりに児童を差し出すのである。

徴用や強制労働で最も恐れられるのは軍用の運搬係(ポーター)だ。重量のある武器、弾薬、供給物資の類いを背負わされ、時に戦地にまでも連行される。食料は自前であり、暴行されることもあり、拳銃の果てに病に倒れたり歩く力を失えば、命を絶たれるかまたはその場に置き去りにされる。国の

東南部には地雷が無数に埋められているのだが、徴用された農民らが懲罰的に先頭を歩かされるケースすらある。これを残忍・非道と言わずして、なんとしよう。カレン州バアン地区などはその典型だ。非戦闘地帯でも、道路が無ければポーター徴用がある。普通の場合、複数の村がローテーションを組んで人材を供出するのだが、時にはたまたまそこを通過する兵士によって恣意的に村民が連行されることもあるし、場合によっては

地方の町や村のマーケット、映画館、鉄道の駅などいわば公けの場からさええき立てられる。そしてさらに村民らは軍から金銭は勿論、食料、建設用資材等の徴発を受け、それに応じられなくなる。難を逃れるためには、生活の拠点である村をささるるのであるから、戦場から遠く離れた農村であつても崩壊は続くのである。

外資を管理する仕組み

視点を改めてみよう。

間に年間最高1億米ドルの利益を見込んでいるという。韓国の労組ナショナル・センター2組織は、GUと連携しD社のソウル本社前でビルマからの撤収を訴え、抗議行動を起こしている。GUから質問状を受けたある日系企業が、軍部の支援はしておらず地域社会に貢献しているとの回答をして大方の失笑を買ったのはつい最近のことだ。情勢認識が出来ていなかったのであろうか。



ビルマ強制労働の廃絶に向けて
—グローバル・キャンペーンの展開

ビルマで事業展開しビジネス関係を持つ企業で強制労働が一般的に見られるかといえば、それは違うようだ。

しかし、多国籍企業が現地です業またはビジネスを開始するには、当局の許可無しには不可能という現実がある。当局はシステムティックに事業のあり方を誘導し、とくに利益性の高い事業は国営企業との合併を組ませるのが一般的だ。そしてそれら国営企業の経営には、直接軍部または軍事政権の高官やその家族、そのクローニールが係わっているから、利益の行き先は明らかである。

政府は鉱業・化学・金融など利益性の高い12の産業分野で国営企業を経営する独占権を手に入れている(89年国営経済企業法)。同国投資委員会が外国資本法のもとで海外直接投資(FDI)を管理する仕組みが出来上がっているのである。加えて輸出には11%の課徴金を、海外送金には10%の税を課してもいる。

そしてこの国の国家予算の実に40%、GDPの50%が軍事費に充

てられ、国民の保健・教育に充てる費用はGDPの0.27%に過ぎない。

キャンペーンの状況は

その後、ビルマの状況に目立った改善は見られない。むしろSPDCはILOを脱退するとの脅しをかけている。ラングーン駐在のILO代表が暗殺の脅しを示唆する手紙を受けたのも一度ならずだ。しかも、公然とILO事務所前で反ILOのデモを繰り返している。

05年12月、GUは国連の安全保障理事会(UNSC)が初めてビルマ問題を討議したことを歓迎した。今後さらにあらゆるルートを通じて理事会に働きかけを強めることにしている。

また国連人権委員会の専門家は06年3月、獄中17年の人権詩人でジャーナリストのウー・ウイン・ティン氏(76歳)をはじめとする民主活動家1000人の即時釈放を求め、その数日後、国連総会は人権委員会に代わる人権理事会の設置を票決している。

目下、GUのポジションとしては、SPDCとの対話のドアを開いておき、対話によっても強制労働廃止への可能性を模索するという周到な構えである。ICFTUの1600ページにのぼる人権侵害の証拠レポートを受けたILO理事会は05年11月、ビルマにおける強制労働レビューを強化し、06年6月のILO総会でSPDCへの圧力を強める措置をとる事をすでに決定しているから、ビルマ包囲網は一段と絞られつつあるようだ。

新たに38社がリストに

その後、38社ほどが新たにビルマとのビジネスを開始したことが判明している。これで、例のリストは500社をはるかに超えたが、GUではしかし、これは氷山の一角であつて実際にはまだ調査の余地があるとしている。新たな企業としては韓国のD社も入っている。同社はアラカン州でガス田の試掘を完了したと発表。2010年には生産開始の予定で、向こう20年

こうした企業を動かすのは、まずパートナーたる労働組合において他にあるまい。

(備考) 本稿では、SPDCが一方的に改称した国名「ミャンマー」を使わず、GUのするように従来の「ビルマ」を用いた。ちなみに、3月13日は18回目のビルマ人権デーであった。官憲によるラングーン工大の殺害事件が発端でスタートした人権記念日である。

(2006年3月13日記)